

お知らせ版



2歳児歯科健診のお知らせ

町では、1歳6か月児健診から3歳児健診の間にむし歯になるお子さんが多くみられます。そこで、2歳のお子さんを対象に「2歳児歯科健診」を実施します。歯科健診やブラッシング指導を通して、むし歯予防や生活習慣について見直していきましょう。

▼日にち 9月15日(木)

▼受付時間 午後1時10分～3時30分

受付時間を指定していただきますので、個人通知をご確認ください。

▼対象 令和2年4月1日～令和2年9月30日生まれの方

▼場所 上三川いきいきプラザ 検診ホール

▼内容 ① 歯科健診 ② 歯みがき講話・ブラッシング指導(希望者のみ)

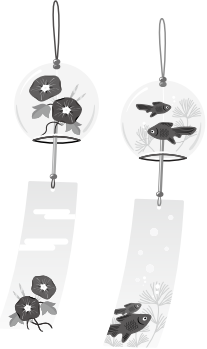
▼持ち物 母子健康手帳、問診票(全員)

▼希望者のみ

③ 歯ブラシ、タオル(歯みがき講話・ブラッシング指導希望者のみ)

▼問い合わせ先 子育て家庭課 母子健康係

☎ 9132



今月の納期

納期限8月31日(水)

町県民税 第2期

国民健康保険税 第2期

介護保険料..... 第2期

後期高齢者医療保険料..... 第2期

お盆期間中の学校業務の休止について

町内全小・中学校において、お盆期間中の学校業務を休止します。

▼目的 ① 夏季の省エネルギー対策として、節電の推進を図る。

② 児童・生徒が、家庭や地域でゆとりある時間を設ける機会とする。

③ 教職員の多忙感を軽減し、メンタルヘルスの向上を図るため、連続した休暇を取得する機会とする。

▼期日 8月15日(月)、16日(火)

▼問い合わせ先 教育総務課 学校教育係

☎ 9156

今月の休日納税相談

日時=8月28日(日) 午前8時30分～正午

場所=1階 税務課窓口

※ 口座振替の届出も受付しています。(ゆうちょ以外の指定金融機関)

連絡先=税務課 納税係

☎ 9121

金婚式を迎えられるご夫婦の皆様へ

町では毎年、金婚式を迎えられるご夫婦に記念品を贈り、お祝いをしています。

該当する方は、8月31日(水)までに届出をしてください。

▼届出に必要なもの 届出書(健康福祉課窓口にあります)、戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)

▼該当者 令和4年中に結婚50周年になる夫婦(昭和47年1月1日～12月31日の間に婚姻の届出した方)

▼問い合わせ先 健康福祉課 高齢者支援係

☎ 9102

献血バスがいきいきプラザに来ます

献血から作られる赤血球製剤の有効期間は21日間しかなく、長期間の保存ができません。継続的な献血へのご協力をお願いします。

▼日時 8月17日(水) 午後1時30分～4時30分

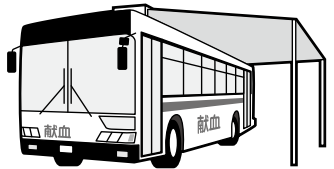
▼受付場所 上三川いきいきプラザ 検診ホール

▼対象年齢 16歳～69歳(65歳以上は、60歳～64歳に献血経験のある方)

▼献血種類 200ml または400mlの全血献血(200ml献血は予定数に達したら受付を終了します。)

▼問い合わせ先 健康福祉課 成人健康係

☎ 9133



元気アップ栄養教室
「託児付き」ヘルシーで
美味しいおやつ作り

カロリーのとり過ぎは生活習慣病の引き金になります。でも、おやつは楽しみたい！そんな方に低カロリーの手作りおやつを紹介します。

生後2か月から未就学児のお子様、先着5名様まで託児の利用が無料です。

ぜひご参加ください。
▼対象者＝町内在住で20歳以上の方

▼日時＝9月27日(火)午前10時～正午

▼場所＝上三川いきいきプラザ

▼参加費＝500円

▼託児＝教室参加申込みの際にご予約ください。

▼申込締切＝9月20日(火)

▼定員＝12名

▼問い合わせ先＝
健康福祉課 成人健康係
☎9133

空き家の適切な管理の促進に関する連携協定を締結

7月28日、町は株式会社クラッソーネと空き家の適切な管理の促進に関する連携協定を締結しました。

株式会社クラッソーネは、解体工事の一括見積Webサービス「クラッソーネ」を運営しており、解体費用シミュレーターでの概算価格の見える化や、フライヤー配布による空き家管理の促進などについて連携をしていきます。

町内の空き家等の所有者者に対し、適切な管理を促すことで、安心安全で活力あるまちづくりの実現を目指します。



▼問い合わせ先＝

建築課 住宅係
☎9145

路肩の除草・道路の陥没等について

日ごろから道路の草刈り等にご協力いただき、ありがとうございます。

除草剤を散布した道路の路肩は崩れやすくなるため、路肩の除草をされる場合は、除草剤の散布は控えて草刈りによる対応をお願いします。

また、道路に穴や陥没等を見つけた場合は、場所や状況を左記までご連絡ください。

▼問い合わせ先＝

都市建設課 管理係

☎9146

都市建設課 整備係

☎9147

空き家・空き地の管理をお願いします！

管理不十分な空き家・空き地は近隣住民の迷惑となります。定期的な除草、樹木の伐採、建物の管理等をお願いします。

農地パトロールを実施します

農業委員会では、農地の利用促進を図るため、年1回農地パトロール(利用状況調査)を行っています。今年度も8月末に実施する予定です。

庁舎内に手話通訳者を配置します

聴覚に障がいがある方の窓口での申請や手続きなどを支援するため、町民ホール窓口総合案内に手話通訳者を配置します。

▼期間・日時＝令和5年3月までの第2水曜日

8月10日・9月14日

10月12日・11月9日

12月14日・1月11日

2月8日・3月8日

の午後1時～4時

▼問い合わせ先＝

総務課 総務人事係

☎9116

▼問い合わせ先＝

農業委員会事務局

☎9166